

第2期

上三川町議会行財政改革
調査推進特別委員会報告書

平成19年12月

上三川町議会

上三川町議会行財政改革調査推進特別委員会報告

1 特別委員会の設置経過と目的

特別委員会は第1期として平成6年3月「上三川町行政改革実施計画」が策定されたことを受け、議会として行政改革の進捗状況について調査を行うため8名の委員からなる「議会行政改革推進特別委員会」を設置した。

調査は、行政改革基本方針の主要事項である10項目について特別委員会の意見を集約し町に提言を行った。

第1期の特別委員会の設置から6年が経過した平成12年、地方分権一括法が施行され、地方公共団体はこれまで以上に自己責任と効率的で効果的な行政体制の確立が求められた。

平成16年に国から「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」が示され、地方公共団体に対して平成17年から21年までの5ヵ年の行政改革大綱の見直しと集中改革プランを公表する旨通達があり、町においても平成17年から第3期目となる行政改革大綱を策定した。

この間、現在の市町村の行政サービスを維持するためには行政規模を拡大し効率化を図る必要があるとの方針から市町村の合併が推進され、合併特例法の期限が平成17年3月末日とされた。

このため、本町においても宇都宮市、河内町、上河内町との1市3町による合併協議を推進してきたが、本町は住民等の意向を尊重し、1町単独の道を選択して合併推進協議会から離脱をした。

このような経緯を踏まえ、町議会においても簡素で効率的な行財政の取り組みについて調査検討をおこなうため、平成17年3月第2期となる上三川町議会行財政改革調査推進特別委員会を設置した。

2 特別委員会の構成 議員全員による特別委員会を設置。

特別委員会委員名簿 19人

委員長 山本辰夫

副委員長 宮崎 哲・稲見敏夫

委員

津野田重一・猪瀬清一・杉山壽昭・生出慶一・北山トヨ・藤田啓一・

関根 豊松本 清・鶴見利夫・吉澤正博・稲葉 弘・小池明善

小島良彦・五月女勝彦・隅内正美・貝賀芳夫 (欠員1名)

平成19年12月5日現在

3 調査期間

平成17年3月から平成19年11月まで

4 調査検討項目

(1)議会改革の推進

(2)第3期上三川町行政改革大綱及び集中改革プランに関する調査

◆議会における行財政改革の基本方針

町の自主性自立性を高めるため行財政改革を積極的に推進し、効果的な行政改革となるよう議会の組織、運営の見直しをはじめとして、執行機関において推進されている行財政改革推進の進捗状況を的確に把握し、住民の意見を反映させるための取り組みを積極的に行う。

1 議会改革の推進内容

(1) 議員定数の見直し

平成18年12月定例会において議員定数を現行の20人から4人削減して16人とし、次回の町議会の議員選挙から実施することを議決した。

(参考資料 議員定数の推移)

実施年	法の定数	町の定数	比較	備考
昭和30年4月		66人		合併特例定数
31年1月～		26人		7選挙区で実施
39年1月～	30人	24人	▲ 6人	
47年1月～	30人	26人	▲ 4人	
63年1月～	30人	24人	▲ 4人	
平成8年1月～	26人	22人	▲ 4人	
16年1月～	26人	20人	▲ 6人	
20年1月～	26人	16人	▲ 10人	町条例で定数決定

(2) 常任委員会と委員構成の見直し

現在は総務・経済建設・厚生・文教の4常任委員会で構成されているがこれを総務文教・経済建設・厚生に3常任委員会に統合する。

また、常任委員会の定数は総務文教常任委員会6人・経済建設常任委員会5人・厚生常任委員会5人とする。

(3) 常任委員会の活性化

各委員会の専門性を高めるため、所管事務の調査活動を積極的に行う。

(4) 効率的な議会運営

本会議の審議を効果的に行うため議員の質疑、執行部の説明方法を改善する。

(5) 情報公開

① 委員会審議は公開を原則としているが、現状の委員会室は狭あいであるため委員会室のスペースを改良し傍聴人席を確保し傍聴人数を限定して公開する。

② 議会広報紙を積極的に活用し、住民に対して議員活動の周知を図る。

③ 町のホームページを利用し議会情報を掲載する。

(6) 予算の削減

① 賃金・旅費(職員分含む)・食料費・負担金で

2, 149千円削減(平成18年4月から実施済)

② 議員報酬

18, 223千円が削減(平成20年1月から議員定数の削減に伴い4人分の報酬等を削減する)

①と②を合わせて平成20年度予算案では

20, 372千円を削減予定

2 上三川町行政改革大綱及び集中改革プランに関する調査・検討

(1) 集中改革プランの進捗状況

別紙 85項目(実施済34・実施、推進29・検討22)

(2)特別委員会・全員協議会・町行政改革懇談会の審議経過

特別委員会	全員協議会	町行政改革懇談会
平成17年4月12日		
8月24日		
11月29日		
12月15日		
		平成18年1月11日
		1月30日
平成18年2月28日	平成18年2月28日 ※実施状況報告	
		3月1日 ※集中改革プランの告示 3月町広報紙に掲載
	平成18年6月1日 ※実施状況報告	平成18年6月29日
		平成19年8月23日
	平成19年8月27日 ※実施状況報告	
平成19年11月26日		

(3) 集中改革プランに関する提言

集中改革プランは、取り組み事項として「事務事業・組織機構の見直し、定員管理、行政の情報化による住民サービスの向上、住民参画と公共施設の配置、財政の健全な運営」の6分類85項目の取り組みを掲げ、平成17年度から21年度まで5ヵ年にわたって目標値を定めて実施する計画である。

平成19年現在で実施された事務事業は33項目、推進中の事業が29項目、検討事業が22項目となっている。従って、実施・推進を合わせると進捗状況は3年を経過した現段階で約73%となり概ね順調に実施されていると評価できる。

集中改革プランの中で、組織機構と定員管理の見直しは計画的に進めら

れているが、第1期の行政改革特別委員会の提言においても指摘したとおり、今後も事務事業の見直しを積極的に推進し職員定数の削減に努められたい。

なお、今回事務事業の見直しなど行政部門の判断で実施できる計画の達成率は高くなっているが、使用料・手数料など住民負担を求める内容については検討項目として留保されている。

平成7年から9年まで実施された町の行政改革報告書の中においても、廃棄物の収集運搬業の許可手数料、体育センター使用料等の一部については見直しが見送られたが、全般的には見送られた経過がある。

地方自治体の財政状況は今後も不透明な要素が多く、一町単独の道を選択した本町としては長期的に財政状況を分析し、受益者負担の原則にもとづき自主財源確保の努力が必要である。

第3期となる町の行政改革大綱では、地方分権が推進される中で自治体が地域の実情に即した行政を展開し、自立した町づくりが目標とされている。

集中改革プランは平成21年までの推進計画であり、議会特別委員会は平成19年までの中間の意見を取りまとめたものであるが、今後の計画の推進にあたっては行政改革懇談会の意見を尊重するとともに住民の意見に配慮し積極的に計画を推進されよう望むものである。